# 盛土規制法に関する許可等申請手数料一覧(R7.4.1~)

玉野市に提出される宅地造成及び特定盛土等規制法に関する許可等申請の手数料です。

#### ① 許可申請手数料(法第12条第1項本文及び第30条第1項本文)

盛土又は切土 をする土地の面積(㎡) 土石の堆積	手数料(円)	
	盛土又は切土	土石の堆積
500以内のもの	15,000	11,000
500を超え 1,000以内のもの	27,000	13,000
1,000を超え 2,000以内のもの	38,000	15,000
2,000を超え 3,000以内のもの	56,000	19,000
3,000を超え 5,000以内のもの	65,000	27,000
5,000を超え 10,000以内のもの	88,000	31,000
10,000を超え 20,000以内のもの	140,000	37,000
20,000を超え 40,000以内のもの	210,000	52,000
40,000を超え 70,000以内のもの	340,000	70,000
70,000を超え 100,000以内のもの	480,000	100,000
100,000を超えるもの	620,000	130,000

#### ② 変更許可申請手数料 (法第16条第1項本文及び第35条第1項本文)

変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。

最高限度額は、盛土又は切土の場合620,000円。土石の堆積の場合130,000円。

(注) 軽微な変更の届出や工事の計画の変更にあたらない申請書類の修正の手続きは手数料不要。

	変更内容	手数料(円)	
面積*…変更なし 直近の許可部分…変更あり 面積…減少のみ 直近の許可部分…変更あり 面積…増加のみ 直近の許可部分…変更なし 面積…増加のみ 直近の許可部分…変更あり		直近の許可面積に対応する①の金額×1/10	
	面積…減少のみ	直近の許可面積から減少分を差し引いた面積に	
	直近の許可部分…変更あり	対応する①の金額×1/10	
	直近の許可面積から増加した面積に対応する①の金額		
	直近の許可部分…変更なし	<u> 巨近の計判曲候から指加した曲候に対応する①の亜</u> 酸	
	面積…増加のみ	直近の許可面積から増加した面積に対応する①の金額	
	直近の許可部分…変更あり	+ 直近の許可面積に対応する①の金額×1/10	
	西籍…描述まり	直近の許可面積から増加した面積に対応する①の金額	
		+ 直近の許可面積から減少分を差し引いた面積に	
	対応する①の金額×1/10		
その他の変更	設計者の変更 等	10,000	

※面積…盛土又は切土(土石の堆積)をする土地の面積

## ③ 中間検査申請手数料 (法第18条第1項本文及び第37条第1項本文)

盛土又は切土をする土地の面積(㎡)	手数料(円)
20,000以内のもの	12,000
20,000を超え 40,000以内のもの	17,000
40,000を超え 70,000以内のもの	25,000
70,000を超え 100,000以内のもの	37,000
100,000を超えるもの	49,000

### ④ 宅地造成等に関する証明書交付手数料(円) (則第88条)

300

<お問合せ先>

玉野市建設部都市計画課都市整備·空家対策係 TEL:0863-32-5538